

# 洪水時の避難確保計画

福島市立杉妻幼稚園

2020年 7月 作成

### 1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

### 2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を福島市長へ報告する。

### 3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

### 【施設の状況】

| 人 数       |          |               |               |
|-----------|----------|---------------|---------------|
| 昼間・夜間     |          | 休日            |               |
| 利用者       | 施設職員     | 利用者           | 施設職員          |
| 昼間<br>45名 | 昼間<br>7名 | 休日<br>(平日と同じ) | 休日<br>(平日と同じ) |
| 夜間<br>0名  | 夜間<br>0名 |               |               |

【施設周辺の避難経路図】

洪水（浸水）時の避難先は、ハザードマップと「ふくしま避難所マップ」を確認し、以下の場所とする。

「ふくしま避難所マップ」

(<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/bosai/bosaikiki/bosaimap/index.html>)

避難経路図



|       |           |
|-------|-----------|
| 施設所在地 | 伏拝字沢口18-1 |
| 避難場所  | 黒岩上ノ町4-3  |

#### 4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

#### 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

| 体制確立の判断時期   |        | 活動内容           | 対応要員     |
|---|--------|----------------|----------|
| 以下の <b>複数</b> に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 福島市に大雨（浸水害）・洪水警報発表</li> <li>➢ 濁川氾濫注意水位(1.7m)超過</li> <li>➢ 濁川水防団待機水位(1m)超過</li> <li>➢ 杉妻小学区（地区）に浸水に関する避難準備・高齢者等避難開始</li> </ul> 警戒レベル3相当 | 引き渡し開始 | 洪水予報等の情報収集     | 情報収集伝達要員 |
|   |        | 保護者へ引き渡しメール配信  | 情報収集伝達要員 |
|   |        | 保護者へ園児の引き渡し開始  | 各担任      |
|   |        |                |          |
| 以下の <b>複数</b> に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 濁川水位2.0m超過</li> <li>➢ 濁川氾濫注意水位(1.7m)超過</li> <li>➢ 阿武隈川(福島)氾濫注意水位(4m)超過</li> <li>➢ 濁川直近1時間雨量10mm超過</li> </ul> 警戒レベル3～4相当                | 避難開始   | 避難情報等の情報収集     | 情報収集伝達要員 |
|   |        | 使用する資器材の準備     | 避難誘導要員   |
|   |        | 保護者へ避難開始メール配信  | 情報収集伝達要員 |
|   |        | 避難場所への事前協力依頼   | 情報収集伝達要員 |
|   |        | 残留園児の避難誘導（満願寺） | 避難誘導要員   |
| 以下の <b>いずれか</b> に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 杉妻小学区（地区）に避難勧告又は避難指示（緊急）</li> <li>➢ 濁川氾濫避難判断水位（2.5m）超過</li> </ul> 警戒レベル4相当   | 完全避難   | 施設内全体の完全避難     | 残留職員全員   |
|   |        |                |          |

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

## 5. 情報収集及び伝達

### (1) 情報収集

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

| 収集する情報                            | 収集方法  |
|-----------------------------------|---|
| 気象情報                              | テレビ（dボタン）<br>コミュニティFM（FMポコ 76.2MHz）<br>インターネット<br>▶ 気象庁HP（ <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a> ）  |
| 洪水予報<br>水位到達情報<br>水位情報            | インターネット<br>▶ 国土交通省 川の防災情報<br>（ <a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a> ）<br>▶ 福島河川国道事務所 LIVEあぶくまがわ<br>（ <a href="https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/abukuma_live/live07.html">https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/abukuma_live/live07.html</a> ）<br>▶ 福島県河川流域総合情報システム<br>（ <a href="https://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/">https://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/</a> ） |
| 避難準備・高齢者等避難開始<br>避難勧告<br>避難指示（緊急） | テレビ（dボタン）<br>コミュニティFM（FMポコ 76.2MHz）<br>福島市の避難情報に係る緊急速報メール<br>インターネット<br>▶ 福島市防災ウェブサイト（ <a href="http://bousai.city-fukushima.jp/">http://bousai.city-fukushima.jp/</a> ）  |

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

### (2) 情報伝達

① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 福島市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

## 6. 避難誘導

### (1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、上階へ避難するなどの屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

### (2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

### (3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

|        | 名 称   | 移動距離 | 移動手段 |
|--------|-------|------|------|
| 避難場所   | 満願寺   | 550m | 徒歩   |
| 屋内安全確保 | 施設の2階 |      |      |

## 7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

| 備蓄品     |  |
|---------|--|
| 情報収集・伝達 | テレビ1台、ファックス1台、携帯電話2台、乾電池20個                  |
| 避難誘導    | 従業員名簿、利用者名簿、案内旗2枚、携帯電話2台、拡声器1台、懐中電灯1台、乾電池20個 |
| 屋内安全確保  |  |
| 利用者     |  |
| その他     | ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋10枚、タオル10枚                  |

浸水を防ぐための対策

|  |
|--|
|  |
|--|

## 8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

### ■防災に係る研修

毎年7月に全職員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

### ■防災訓練

毎年7月に全職員及び園児を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。